

分野	①産業振興 ②交通・通信 ③観光・交流 ④環境 ⑤保険・医療・福祉 ⑥安全・安心 ⑦教育・人材育成 ⑧学術・文化・スポーツ ⑨まちづくり ⑩その他
活用する場面	Ⅲ「地域づくりの構想・計画づくりや調査をしたい」場面
事業・制度の名称	構造改革特区制度
趣 旨	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や民間企業等の自発的な発案を通じて、地域の特性に応じた規制の特例措置を導入し、特定の地域(特区)に限って当該規制の特例措置を適用できるようにする制度です。 ・構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な構造改革へと波及させ、国全体の経済の活性化を実現します。 ・地域の特性に応じた産業の集積や新規事業の創出等により、地域の活性化につなげます。
実施主体	県、市町、民間企業、地域団体、個人等(ただし、構造改革特別区域計画の認定申請ができるのは地方公共団体のみとなっています。)
支援対象事業	<p>○構造改革特区において講ずべき規制の特例措置の提案 法律、政省令(告示を含む)、通知・通達の規定など、国が何らかの形で関与しているものが提案の対象となります。(関係省庁等への苦情や単に税財源措置の優遇を求めるものは対象外。)</p> <p>○構造改革特別区域計画の認定申請 地方公共団体が構造改革特別区域計画を作成・申請し、内閣総理大臣の認定を受けることにより、「構造改革特別区域基本方針」にメニュー化された規制の特例措置の適用を受けることができます。</p> <p>【主な特例措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定農業者による特定酒類の製造事業(「果実酒・どぶろく」の製造免許の要件緩和を認める特区) ・特産酒類の製造事業(「果実酒・リキュール」の製造免許の要件緩和を認める特区) ・公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(保育所外で調理した給食の搬入を認める特区)
採択要件、補助要件	<p>【構造改革特別区域計画の認定基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造改革特別区域基本方針に適合するものであること。 ・当該構造改革特別区域計画の実施が当該特区に対し適切な経済的社会的効果を及ぼすものであること。 ・円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
補助率、補助限度額等	規制の特例措置
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	<p>○構造改革特区において講ずべき規制の特例措置の提案は、年に2回受け付けます。</p> <p>○構造改革特別区域計画の認定申請は、年に3回(例年1月、5月、9月頃)受け付けます。</p>
最近の実績	<p>○構造改革特区において講ずべき規制の特例措置の提案 平成24年度 2件 県・今治市(共同提案2件)</p> <p>○構造改革特別区域計画の認定申請 平成24年度 2件 今治市(1件)・鬼北町(1件)</p>
県の担当窓口	<p>地域政策課 活力創出グループ TEL:089-912-2235、FAX:089-912-2969 E-mail: chiikiseisak@pref.ehime.jp</p> <p>東予地方局 地域政策課 地域振興係 TEL:0897-56-0710、FAX:0897-56-1308</p> <p>東予地方局今治支局 総務県民室 地域政策係 TEL:0898-32-3732、FAX:0898-24-1586</p> <p>中予地方局 地域政策課 地域振興係 TEL:089-909-8751、FAX:089-921-2601</p> <p>南予地方局 地域政策課 地域振興係 TEL:0895-25-3724、FAX:0895-25-3724</p> <p>南予地方局八幡浜支局 総務県民室 地域政策係 TEL:0894-24-5288、FAX:0894-24-6271</p>
関係省庁、団体等	内閣官房 地域活性化統合事務局 内閣府 地域活性化推進室
関係URL	http://www.kantei.go.jp/ip/singi/kouzou2/